

東日本大震災 対策本部情報	41号	2011/03/31 18 : 45現在
------------------	-----	-------------------------

各地本委員長殿

**被災した組合員・家族の切実な声に応え、
会社と粘り強く議論して、社宅・寮の利用条件等を確認!**

本部は、東日本大震災で罹災した組合員・家族に対し、いち早く安否確認・物資支援を行うなか、ひとり一人の組合員の声に耳を傾けてきました。そのなかで、とにかく少しでも安心して暮らせる環境がほしいという多くの切実な声を聞きました。この声に応えるために、本部は会社との粘り強い話し合いを重ね、以下の確認を行いました。

◆社宅利用について

- ・被災された組合員はもとより、り災時に同居していなかった父母（配偶者の父母含む）この場合、父母との同居の有無は問わない。
- ・グループ会社社員もグループ会社から要請があった場合は貸し付ける。料金はグループ会社負担とする。

◆勤務（忌引き）について

就業規則による他

- ・震災に起因して亡くなられたこと
- ・後日に葬祭執行を行う場合

両方を充たす場合に限り、葬祭執行当日に連続した前後の日について「忌引き」を充てることができる（付与日数の上限は就業規則のとおり）

今こそ全地本一丸となって この難局を乗り越えよう!!